

船舶事故等調査報告書

平成24年1月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第137号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成23年7月10日（日） 08時30分ごろ
発生場所	広島県三原市佐木島 佐木島灯台から真方位052° 1,480m付近 (概位 北緯34° 22.1′ 東経133° 07.8′)
事故等調査の経過	平成23年7月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート YURIYUⅡ、3トン
船舶番号、船舶所有者等	不詳、有限会社イチカワケイエス
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船内外機に擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗船し、船首約0.8m、船尾約1.0mの喫水で岡山県備前市日生町所在のマリーナに向かうため、広島県尾道市細島の北西方沖を東北東進中、平成23年7月10日08時30分ごろ細島沖の細ノ州の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近を航行するのは初めてであったが、海図や航海用参考図を用いて航行予定水域を調査していなかったため、細ノ州が存在することを知らなかった。</p> <p>船長は、窓から船外を見て海面下に砂地が見えたことから、本船が乗り揚げたことに気付き、エンジンを停止して海上保安庁に通報した。</p> <p>船長及び同乗者は、来援した巡視艇に移り、潮が満ちるのを待って本船を自力離礁させた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期、長潮</p>
その他の事項	<p>海図W1117によれば、本事故発生場所付近は細ノ州と称される砂の干出帯であり、干出高は0.4～0.8mである。</p> <p>船長は、日生町のマリーナには何度も行ったことがあり、その際、いつもは航路筋を航行していたが、本事故時は陸岸の見える景色の良い海域を航行することとした。</p> <p>本船は、ふだん海図や航海用参考図を備えていたが、本事故時は本船を下取りに出すための回航であったため、海図類は出航前に全て降ろしていた。</p> <p>本船は、レーダー、GPSプロッター、水深計及び魚群探知機の機能を備えた機器を搭載し、本事故当時はいずれの機能も使用中であり、ディスプレイには同機器メーカーが作製した航海用電子参考図が小縮尺で表示されていたが、船長は、細ノ州が表示されていたかどうかは覚えていなかった。</p>

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、細島北西方沖を東北東進中、船長が、初めて航行する水域の水路調査を行っていなかったことから、前路に細ノ州の浅所が存在することを知らずに航行し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、細島北西方沖を東北東進中、船長が、初めて航行する水域の水路調査を行っていなかったため、前路に細ノ州の浅所が存在することを知らずに航行し、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPSプロッター等については、適切な設定とし、使用方法にも留意して航海用電子参考図を活用すること。 	